

## 申29号 JR東日本・東京支社による人権侵害、差別、利益誘導による執拗な脱退強要の根絶を求める緊急申し入れ団体交渉を行う！～その3～

～その2からの続き～

**私たちが申1号交渉で指摘した事象について、これが正式回答だったら話をされた側はたまらない！**

**3. 田町運転区で4月に発生した、新たに着任した副区長の東労組に所属している管理者に対して行っている、脱退勧奨の言動について**  
副区長－そろそろ考えた方がいいんじゃないか。いつまでに結論を出すのか。  
⇒会社の回答：将来設計についての話をしていたので、組合関係の話ではない。**到底納得できない回答！**  
そのため、不当労働行為の意思は無いが、誤解を招く発言であった。

**4. 新宿運輸区で発生した上長による脱退勧奨の言動について**  
3月下旬・区長－内勤助役は総入れ替えになるかもしれない。各自判断してください。  
先に私が転勤になるかもしれない。  
懇親会が残念会になるかもしれない。  
⇒会社の回答：管理者ミーティングの中で、このような発言は一部あったが、不当労働行為の意思は無い。管理者は、いつでも異動する気持ちを持っていなければならいと言う意味であり、不当労働行為の意思は無い。  
5月・副区長－添乗中に「将来を考えた方がいい」と脱退を迫る発言。  
⇒会社の回答：脱退を迫るような発言ではない。いろいろな社員に添乗指導する中で、将来の設計ビジョンを持つようにと言う意味であり、組合関係の話をした訳ではない。

**5. 大田運輸区で5月下旬に管理者が乗務員に対して行っている人権侵害の言動について**  
管理者－お、資金源。まだ革マルに金を落としているのか。  
泥船からは早く降りた方がいいぞ。  
資金源、お父さんに言いつけるぞ。早く辞めろ、チキン野郎。  
⇒会社の回答：この発言が不当労働行為になるのかは分からないが、発言があったのは事実である。不適切な発言であり、このようなことが無いように指導していく。  
**事実関係を認めたが、不当労働行為は認めない！**

**一部誤解があった発言があったと認めるも、  
会社の回答は、終始「不当労働行為では無い！」  
私たちは、「あったことを無かったこと」には出来ません！**